

平成19年4月25日

4号機における運転上の制限の逸脱および復帰に関する 調査結果について

定格出力にて運転中の4号機において、平成18年12月27日、主蒸気配管の流量指示計*¹ 1個に動作不良を示すランプが点灯していることを確認しました。このため、当該指示計を含む16個の流量指示計を確認し、指示値は安定していたことから、動作不良を示すランプの解除を行いました。

流量指示計は、保安規定において16個すべてが動作可能であることが要求されていることから、保安規定で定める「運転上の制限*²」の逸脱および復帰を宣言いたしました。

また、12月30日にも同様の事象が発生し、4個の流量指示計に動作不良を示すランプの点灯が確認されたため、12月27日と同様の対応を行い、「運転上の制限」の逸脱および復帰を宣言いたしました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

(平成18年12月27日、30日お知らせ済み)

その後、同様の事象が二度発生したことに鑑み、動作不良ランプが点灯する回路の電気信号を監視いたしました。再現性は見られませんでした。

また、本事象が発生する可能性が考えられる電源装置、端子板および回路の調査を実施した結果、端子板に発生する可能性があることがわかりましたが、原因の特定には至りませんでした。

今回の対応として、念のため、端子板を取り替えました。

以上

* 1 主蒸気配管の流量指示計

主蒸気流量がある流量以上となった場合に、主蒸気隔離弁を閉じるための信号を出す機能を有している。4本の主蒸気配管には、それぞれ4個設置されており、合計16個ある。

* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。